

# 合併に伴う事務の統一、残る11項目の方針

平成18年3月19日に笠間市・友部町・岩間町が合併し、新笠間市が誕生しました。合併に当たっては、3市町がそれぞれ行ってきた行政事務を一つに統合するため、約1,500項目に及ぶ事務の調整又は統一を図ってきましたが、残る11項目の今後の方針についてお知らせします。

| 項目               | No. | 項目              | 今後の方針  | 担当課                    |
|------------------|-----|-----------------|--|------------------------|
| 15<br>使用料・手数料等   | 1   | 水道料             | 水道運営審議会の答申を受けた上で、旧市町ごとの3事業3会計を平成21年度に統一します。また、今後策定する水道事業計画の中で料金統一の時期を明確化し、段階的に統一を図ります。 | 【水道課】                  |
|                  | 2   | 下水道関係使用料        | 下水道審議会の答申を受け、平成19年度中に制度の統一を図ります。統一した使用料の実施は、周知期間を経て、平成20年4月1日からです。                     | 【下水道課】                 |
|                  | 3   | 保育料             | 保育料審議会の答申を受け、平成19年度中に制度の統一を図ります。統一した保育料の実施は、周知期間を経て、平成20年4月1日からです。                     | 【子ども福祉課】               |
| 22<br>各種事務事業の取扱い | 4   | 学校給食調理施設(給食費含む) | 多くの問題点を整理し、給食センター・各学校自校方式と給食費を含めた、給食施設等検討方針を平成20年3月までに明確にします。                          | 【学務課】                  |
|                  | 5   | 健康推進員           | 合併後、友部地区にのみ適用している制度ですが、笠間市全域への適用か、または代替機能の検討かなど、将来的な方針を平成20年3月までに明確にします。               | 【健康増進課】                |
|                  | 6   | 子育て広場事業         | 合併後、笠間地区でのみ実施している事業ですが、実施場所の問題などを検討した上で、将来的な方針を平成20年3月までに明確にします。                       | 【子ども福祉課】               |
|                  | 7   | 空き家・空き店舗登録制度    | 合併前に、旧笠間市において制度化していたものですが、全市域を対象にデータを収集し、平成19年12月からの活用を目指します。                          | 【商工観光課】                |
|                  | 8   | 防災訓練            | 平成19年12月までに策定する地域防災計画に基づき実施します。  | 【総務課】                  |
|                  | 9   | 避難場所等           | 現在、旧3市町の避難場所を指定していますが、上記の地域防災計画の中で、新たに避難場所等の指定を行います。                                   | 【総務課】                  |
|                  | 10  | 消防施設(消防団関係)     | 旧3市町において、消防団詰所及び防火水槽の借地料等に違いがあったことから、平成20年3月までに統一を図ります。                                | 【消防本部総務課】<br>【消防本部警防課】 |
|                  | 11  | 図書館情報システム       | 図書館業務システムの統一化によるネットワークを構築することにより、平成20年度を目標に統一を図ります。                                    | 【笠間図書館】                |

以上について、調整や統一に時間がかかるものについては、今後、統一等を行った都度、広報紙等で市民の皆様にお知らせしていきます。また、上記も含め、「使用料・手数料等の取扱い」、「公共的団体等の取扱い」、「補助金・交付金等の取扱い」など、合併に関らず、常にそのあり方を検討する必要がある項目があります。今後は、笠間市総合計画及び行財政改革大綱に基づき、質の高いサービスを提供できるよう、簡素で効率的な行政運営に取り組んでいきます。

## 合併協定項目

- 1 合併の方式
- 2 合併の期日
- 3 新市の名称
- 4 新市の事務所の位置
- 5 財産の取扱い
- 6 議会の議員の定数及び任期の取扱い
- 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
- 8 地域審議会等の取扱い
- 9 地方税の取扱い
- 10 一般職の職員の身分の取扱い
- 11 特別職の職員の身分の取扱い
- 12 条例、規則等の取扱い
- 13 組織及び機構の取扱い
- 14 一部事務組合等の取扱い
- 15 使用料、手数料等の取扱い
- 16 公共的団体等の取扱い
- 17 補助金、交付金等の取扱い
- 18 町、字名の取扱い
- 19 慣行の取扱い
- 20 国民健康保険事業の取扱い
- 21 介護保険事業の取扱い
- 22 各種事務事業の取扱い
- 23 新市建設計画

問合せ先▼行革推進課

(内線571)

個別案件は各担当課